

裁 決

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が、平成23年4月27日付け、平成23年11月9日付け及び平成23年11月28日付けで提起した審査請求（以下「本件各審査請求」という。）について、行政不服審査法第36条の規定によりこれを併合した上で、次のとおり裁決する。

主 文

（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成23年4月22日付けで通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）一時扶助申請却下処分（平成23年4月27日付けの審査請求に係る処分）、及び平成23年10月25日付けで通知した一時扶助申請却下処分（平成23年11月9日付けの審査請求に係る処分）、平成23年11月16日付けで通知した一時扶助申請却下処分（平成23年11月28日付けの審査請求に係る処分）を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

- (1) 平成23年4月27日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求1」という。）の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、平成23年4月22日付けで通知した法第24条1項の規定による一時扶助申請却下処分（以下「本件処分1」という。）の取消しを求めるものである。
- (2) 平成23年11月9日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求2」という。）の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、平成23年10月25日付けで通知した一時扶助申請却下処分（以下「本件処分2」という。）の取消しを求めるものである。
- (3) 平成23年11月28日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求3」という。）の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、平成23年11月16日付けで通知した一時扶助申

請却下処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1から本件処分3までを併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求1から3までの理由は、概ね次のとおりである。

(1) 手続要件の違法に関する主張

本件処分1及び本件処分2及び本件処分3（以下本件各処分という。）の各通知書に付記された理由には不備がある。

(2) 実体要件の違法に関する主張

請求人が行う[REDACTED]は、法第17条に規定する「生業」に該当する。したがって、右活動に係る費用は、法第17条第1項1号に定める「1. 生業に必要な資金、器具又は資料」に該当するので、生業扶助申請を却下した本件各処分はその前提となる事実に対する評価の社会的相当性を逸脱している。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 処分庁は、請求人に対し、平成22年4月2日付けで法24条の規定により、生活保護を開始したこと。

(2) 請求人は、処分庁に対し、平成23年4月13日付けで、一時扶助申請書を提出し、生業扶助を申請（以下、「本件申請1」という。）したこと。

(3) 処分庁は、請求人に対し、4月13日付けで申請を却下する本件処分1を行い、法第24条2項の規定により、以下の理由を附記して、平成23年4月22日付け[REDACTED]で通知したこと。

「法第17条の規定による生業扶助については、専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するとされているところ、本件申請はこれに該当しない。」

(4) 請求人は、平成23年4月27日付けで、本件審査請求1を提起したこと。

(5) 請求人は、処分庁に対し、平成23年8月2日付けで、一時扶助申請書を提出し、生業扶助を申請（以下、「本件申請2」という。）したこと。

(6) 請求人は、処分庁に対し、平成23年10月14日付けで、一時扶助申請書を提出し、生業扶助を申請（以下「本件申請3」という。）したこと。

(7) 処分庁は、請求人に対し、本件申請2を却下する本件処分2を行い、

法第24条2項の規定により、前記(3)に掲げたものと同じ理由を附記して、平成23年10月25日付け[REDACTED]で通知したこと。

(8) 請求人は、平成23年11月9日付けで、本件審査請求2を提起した
こと。

(9) 処分庁は、請求人に対し、本件申請3を却下する本件処分3を行い、
法24条2項の規定により、前記(3)に掲げたものと同じ理由を附記
して、平成23年11月16日付け[REDACTED]で通知
したこと。

(10) 請求人は、平成23年11月28日付けで、本件審査請求3を提起
したこと。

2 判断

(1) 法の仕組み

ア 法第24条第2項は、保護開始の申請に対する処分の通知書には、
決定の理由を附さなければならないことを規定するところ、一般に、
法律が行政処分に理由を附記すべきものとしている場合に、どの程度
の記載をなすべきかについては、処分の性質と理由附記を命じた各法
律の規定の趣旨・目的に照らして決することになる(最高裁昭和38
年5月31日第2小法廷判決参照)。

そして、法第24条第2項が、保護開始の申請に対する処分の通知
書に決定の理由を附記すべきものとしているのは、生活保護制度が、
日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するす
べての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その
最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長するものである
ことから(法第1条参照)、保護の要否等について実施機関の判断の
慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、決定の理由
を申請者に知らせることにより不服申立ての便宜を与える趣旨に出
たものというべきである。

イ このような理由附記制度の趣旨に照らすと、保護開始の申請に対す
る処分の通知書に附記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づ
きいかなる法規を適用して保護開始の申請に対する処分を決定したの
かを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければな
らず、単に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の
適用の基礎となった事実関係をも当然知り得るような場合を別として、
法第24条第2項の要求する理由附記として十分でないといわなければ
ならない(最高裁昭和60年1月22日第3小法廷判決、最高裁平

成4年12月10日第1小法廷判決参照)。

ウ 以上を前提に、本件各処分について検討する。

(2) 本件各処分における理由附記について

本件各処分の通知書には、いずれも、その決定の理由として、前記認定事実(3)(7)(9)のとおり、法第17条に規定する生業扶助が、専ら生計の維持を目的として営まれる小規模事業に必要な資金等を扶助するものである旨が記載されているが、事実関係及び法規との適用関係については「本件申請はこれに該当しない」と記載するにとどまる。

そうすると、本件各処分に係る申請書である本件生業計画書の記載のうち、どの事実関係の点から、請求人の[REDACTED]が専ら生計の維持を目的として営まれる小規模事業に該当しないのかを、本件各処分の通知書の記載自体から請求人が知ることは困難と言わざるを得ない。

さらに、申請の対象となる事業活動がどのようなものであるのかについて、その記載から客観的に明らかであるとはいえないことからすると、申請内容の事実関係を摘示した上で、請求人の事業活動が生業扶助の予定する小規模事業には該当しないという適用関係について記載すべきであった。

このような本件の事情からすると、本件各処分の通知書の記載は、法第24条第2項の趣旨に照らし、その要求する理由附記としては十分でないといわなければならない。

よって、請求人のその余の主張を判断するまでもなく、本件各処分は、法第24条第2項に規定する理由附記の要件を欠いた違法な処分として、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求1及び本件審査請求2及び本件審査請求3はいずれも理由があるから、行政不服審査法第40条第3項を適用し、主文のとおり裁決する。

平成24年 4月 9日

千葉県知事 鈴木 栄

